

歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 事業要綱

2025年4月



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

医療事故防止事業部

（目的）

第一条 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業（以下「本事業」という）は、全国の歯科診療所から収集したヒヤリ・ハット事例を分析し、その結果を広く歯科診療所や国民へ提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的とする。

（所管）

第二条 本事業は、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「本財団」という）理事が業務を担当し、医療事故防止事業部（以下「当事業部」という）が所管する。

2 本事業の円滑な運営を図るため、本財団の定款に定める委員会として設置する医療事故防止事業部運営委員会において、当事業部の活動方針の検討および活動内容の評価等を行う。

（事業内容）

第三条 本事業は、全国の歯科診療所のうち、事業参加を希望し、本事業への登録が完了した歯科診療所（以下「参加歯科診療所」という）からヒヤリ・ハット事例の収集を行う。

2 参加歯科診療所から収集したヒヤリ・ハット事例を第五条に掲げる部会等にて分析、検討し、当事業部において報告書、年報、歯科ヒヤリ・ハット通信、事例データベース等として取りまとめた後、医療提供施設、国民、関連団体、行政機関等に対し、広く提供・公開する。

（ヒヤリ・ハット事例の定義）

第四条 ヒヤリ・ハット事例とは、次に掲げる範囲の事例とする。ただし、本事業において「医療」とは医療行為と関連するすべての過程とする。

- 一 医療に誤りがあったが、患者に実施される前に発見された事例。
- 二 誤った医療が実施されたが、患者への影響が認められなかった事例または軽微な処置・治療を要した事例。但し、軽微な処置・治療とは、消毒、湿布、鎮痛剤投与等とする。
- 三 誤った医療が実施されたが、患者への影響が不明な事例。

（運営体制）

第五条 本事業の円滑な運営を図るため、当事業部において、次に掲げる部会等を開催する。

- 一 総合評価部会
- 二 専門分析班

2 総合評価部会は、医療安全の専門家および歯科分野の専門家等から構成され、専門

分析班が作成する報告書案等を総合的に評価、検討する。また、分析手法等に関する技術的支援を行う。

- 3 専門分析班は、医療安全の専門家および歯科分野の専門家等から構成され、報告事例の確認、分析、対策の検討等を行い、報告書案等を作成する。また、必要に応じてヒヤリ・ハット事例を報告した参加歯科診療所に対し、情報の収集等を行う。
- 4 委員の委嘱期間および報酬等は本財団の規定に従う。

(情報の取り扱い)

第六条 本事業において収集する情報は、報告された事例の再発防止および医療事故の予防による、医療安全の推進を目的に活用する。

- 2 本財団の職員若しくは委員又はこれらの職にあった者は、その職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
- 3 報告を行った参加歯科診療所は、正当な事由がある場合を除き、報告事例情報の確認等の過程で当事業部との間に発生した情報を当該歯科診療所の構成員以外に開示してはならない。
- 4 本財団の守秘義務の対象となる情報は次に掲げる情報とする。
 - 一 歯科診療所に関する情報
 - 二 報告された事例に関する情報
 - 三 患者、家族、職員等の個人情報
 - 四 報告された事例に関する職務上知り得た情報
- 5 ただし、前項の規定に関わらず、次に掲げる情報は守秘義務の対象として取り扱わない。
 - 一 既に公表された、又は公知の事実となっている情報
 - 二 報告を受けた後、所定の手順を経て当該歯科診療所ならびに関係者を特定し得る情報を削除した事例に関する情報
 - 三 本事業に参加している歯科診療所名
- 6 その他、守秘義務に係る遵守すべき事項については、本財団の規定による。

(事業への参加登録・登録情報の変更・参加登録の取り消し)

第七条 事業への参加を希望する歯科診療所は、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の参加登録システムから必要事項を入力し、紙出力した後、当事業部へ郵送で申し込むこととする。

- 2 参加歯科診療所は、登録を行った医療機関情報に変更が生じた場合、速やかに変更の申請を行わなければならない。
- 3 参加歯科診療所は、何らかの事由により本事業への参加が困難になった場合、当事業部に対し、参加登録取消の申請を行わなければならない。

- 4 当事業部は、参加歯科診療所に対し、本事業への参加継続の意思確認を行うことができる。継続の意思が確認できない場合、当事業部は当該歯科診療所の本事業への参加登録を取り消すことができる。

（医療機関識別情報の交付）

- 第八条** 当事業部は、参加歯科診療所に対し、報告に必要な医療機関識別情報（利用者ID 及びパスワード）を交付する。
- 2 参加歯科診療所は、何らかの事由で医療機関識別情報の再交付が必要となった場合は、速やかに再交付の申請を行わなければならない。
 - 3 参加登録の取消を行った歯科診療所は、医療機関識別情報の返還を行わなければならない。

（ヒヤリ・ハット事例の報告）

- 第九条** 参加歯科診療所は、当該歯科診療所において第四条に示す範囲に該当する事例を認識した場合には、事例を認識した日から原則として1ヶ月以内にインターネット回線（SSL 暗号化通信方式）を通じ、Web 上の専用報告画面を用いて報告を行う。
- 2 当事業部は参加歯科診療所に対して前条に示す範囲に該当する事例の報告内容を確認することができる。

（事例受付番号の交付）

- 第十条** 当事業部は、参加歯科診療所から報告を受け付けたヒヤリ・ハット事例に対し、事例受付番号を交付する。

（情報の確認）

- 第十一条** 当事業部は、参加歯科診療所に対して、報告事例の内容に関する必要な情報提供を求めることができる。

附則

- 1 本事業要綱は2023年10月1日より適用する。
- 2 本事業要綱の改定は2025年4月1日より適用する。